

## 港湾雇用安定等計画(案)に関する地方労働審議会港湾労働部会における主な意見等について

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
東京地方労働審議会 (東京港関係)	<p>○港湾倉庫の適用については、各港湾の実情があり、東京港においても独自のものがある。港湾倉庫の適用基準等、東京港独自の実情も踏まえ、もう少し力を入れて対応いただきたい。【労】</p>	<p>○今回の新たな計画(案)の中で「港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、それに当たったの貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。」と記載しており、関係各位のご意見も踏まえつつ、より適正な制度運用となるよう検討することとしたい。</p>
	<p>○全港(湾)、全職種の適用について、港湾雇用安定等計画に盛り込むようお願いしたい。【労】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書についてもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。</p>
神奈川地方労働審議会 (横浜港関係)	<p>○港湾運送の波動性に対応した企業外労働力の活用方策について、港湾労働専門委員会報告書案の「現行制度におけるこうした基本的な枠組みは引き続き維持していくことが必要である」との記述に関して、事業者としては必要なことであるため、引き続き記述を反映していただきたい。【使】</p>	<p>○いただいたご意見を踏まえ、引き続き記述を反映していくとともに、港湾労働法の趣旨について、事業者の方々に対して理解を求めていきたい。</p>
	<p>○適用港湾・適用職種への対応について、全国には実際に6大港に並ぶ勢いの港湾があり、5年以内に逆転するのではないかと思われる港湾がある。近年、変化のスピードが速い中で対応が手遅れになる懸念もある。また、6大港に並ぶ港湾との競争感が不平等にならないよう、雇用安定等計画に全港(湾)・全職種適用に関する記述を行うよう強く要請したい。【労】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書についてもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。</p>
	<p>○働き方改革の動きを踏まえた今後の港湾労働対策の課題について、労働条件・雇用環境の改善などを通じた「魅力ある職場づくり」の推進については、港湾労働法のみでなく国土交通省が所管する港湾運送事業法との関係も含め検討することが実効性のあるものとなるため、関係省庁と連携し検討していく必要があると考える。【労】</p>	<p>○いただいたご意見も踏まえ、関係省庁とも更なる検討を行いたい。</p>

# 港湾雇用安定等計画(案)に関する地方労働審議会港湾労働部会における主な意見等について

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
神奈川県労働審議会 (横浜港関係)	<p>○労働力の需給の調整に関して講ずべき措置の雇用秩序の維持について、港湾労働者証の色分けについては、現行の色分けでは不十分と考える。雇用秩序の維持には、港湾運送事業法の事業区分の範囲を逸脱した作業であるか否かの確認をする必要があるため、当該事業区分に応じた港湾労働者証の色分けを希望する。【労】</p>	<p>○港湾労働者証のいわゆる色分けについては、港湾労働専門委員会において、長年のご議論を経て、昨年10月から実施されたものである。ご指摘の部分に関しては、今後の施行状況なども踏まえて検討することとしたい。</p>
	<p>○雇用安定等計画案等の記述方法について、港湾労働専門委員会報告書案や港湾雇用安定等計画案の記述に「講ずる」や「図る」などの表現が用いられているが、こうした表現は不明確なものであるため、例えば、「実施する」や「実行する」など港湾雇用安定等計画の実効性・信頼性を確保する表現を行うよう求めたい。【公】</p>	<p>○港湾労働法に基づき、現在、ご指摘の記述としているところであるが、今後の検討過程において、より具体的な取組内容も踏まえ、次回に向けて表現についての検討も行うこととしたい。</p>
愛知地方労働審議会 (名古屋港関係)	<p>○全港・全職種適用について港湾労働専門委員報告書の中だけでなく、港湾雇用安定等計画に載せられないのはどうしてなのか。 2月末に専門委員会があるが、ここで労使一致した場合は港湾雇用安定等計画に記載されるのか。 今回の計画は平成31年度から5年間であるが、5年間は一部改正等が出来ないのか。【労】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書に関してもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。 なお、本日の港湾労働専門委員会のご議論も踏まえるものと理解している。 ○計画の一部改正等について、計画に甚大な影響を与える事案への対応など5年間の間に改正することは手続き上可能であるが、その前提として港湾労働専門委員会の中で議論が必要となる。</p>
	<p>○港湾倉庫の取扱について、冷蔵倉庫は港湾労働法の適用外であるが、荷捌き場での業務は港湾労働法の適用になる。港湾労働者の就労・職域に関して今後どうしていくのか伺いたい。【労】</p>	<p>○今回の新たな計画(案)の中で「港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、それに当たっての貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。」と記載しており、関係各位のご意見も踏まえつつ、より適正な制度運用となるよう検討することとしたい。</p>
大阪地方労働審議会 (大阪港関係)	<p>○働き方改革の4月1日の導入については、準備期間がない。また、港湾の実情に即していない。他業種にはない特殊性を認識してほしい。【使】</p>	<p>○港湾運送事業の波動性などは理解するものの、労働者保護や魅力ある職場づくりの観点からも、行政はもとより、労使含めた業界内で検討が必要と考える。</p>

## 港湾雇用安定等計画(案)に関する地方労働審議会港湾労働部会における主な意見等について

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
大阪地方労働審議会 (大阪港関係)	<p>○港労法全港適用の前に6大港ですら揃わない。見直しか遵守かどちらかに揃える必要がある。【使】</p>	<p>○いただいたご意見を踏まえ、各港の実情も勘案した上で検討することとした。</p>
	<p>○港湾労働法については、地方港の港湾労働者は劣悪な労働環境と聞いている。これを改善しないと港湾労働者の福祉の増進、環境整備はできない。</p> <p>○賃金、労働時間の職種間格差について改善が必要</p> <p>○港湾指定倉庫適用を現状の港湾物流を前提にして規定してほしい。</p> <p>○一般派遣との線引きを明確にしてほしい。</p> <p>○外国人の受け入れについて臨機応変に進んだ内容にしてほしい。</p> <p>○働き方改革の港湾への導入について、厚労省もしっかり考えてほしい。【労】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書に関してもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。</p> <p>○職種間格差の改善については、港湾運送業界の将来を考える上で避けては通れない課題と認識しており、労働環境の改善、魅力ある職場づくりのため、関係者が一体となって取り組むべき。</p> <p>○今回の新たな計画(案)の中で「港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。」と記載しており、関係各位のご意見も踏まえつつ、より適正な制度運用となるよう検討することとした。</p> <p>○一般派遣について港湾業務は除外されているところ。その中で、港湾に関しては港湾労働法に基づき、6大港において港湾派遣事業が措置されている。現場において疑義が生じた場合にはハローワーク及び労働局にご相談いただきたい。</p> <p>○入管法見直しにより新たな在留資格(特定技能)がこの4月から措置される場所であるが、港湾業界での対応に関しては、行政はもとより、港湾労使の議論が必要と考えている。</p> <p>○港湾運送事業の波動性などは理解するものの、労働者保護や魅力ある職場づくりの観点からも、行政はもとより、労使含めた業界内で検討が必要と考える。</p>
	<p>○「準」港湾労働者のような派遣制度の導入を検討してほしい。(「準」港湾労働者の仕組みをはじめとする港湾労働者の業域・職域の確保は、労使間の問題になると発言)【労】</p>	<p>○いただいたご意見については承りました。</p>

# 港湾雇用安定等計画(案)に関する地方労働審議会港湾労働部会における主な意見等について

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
大阪地方労働審議会 (大阪港関係)	<p>○(港湾指定倉庫の適用について現計画では不十分、現状の港湾物流を前提にした記載について)安定等計画に盛り込めない場合は、報告書に残してほしい。【労】</p>	<p>○今回の新たな計画(案)の中で「港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。」と記載しており、関係各位のご意見も踏まえつつ、より適正な制度運用となるよう検討することとしたい。</p>
	<p>○港湾労働者だけのことを考えるのではなく、全体で議論していくべき。(特定の課題を指しているわけではなく、また、港湾業界のみならず、その他産業も巻き込んで議論する必要性、つまりは検討方法に対する提案であって、当該計画案、ひいては、当該部会の枠組みを超えた提案をされたと理解している)【公】</p>	<p>○いただいたご意見を踏まえ、他産業の動向にも留意しつつ、取り組んでいきたい。</p>
兵庫地方労働審議会 (神戸港関係)	<p>○全港、全職種適用については、労使合意を否定するものではない、ただ、答申案にもあるように、議論が必要で、現実的に実行するためには、もう少し議論すべきではないか、業側としては、計画に盛り込むためには、具体的な方策を含め、労使間での議論が必要であり、時期尚早ではないか、もう少し話し合いをすべきと考える。【使】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書についてもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。</p>
	<p>○全港、全職種適用については、港湾労働法制定当初からの組合の意見であり、全国港湾の運動の大きな柱となっている中、昨年度の労使合意は、組合としては大きなことと捉えている。時期尚早と言われるが、安定等計画が3年から5年となり、今回盛り込まなければ、放置されるのではないかと危惧する。報告だけでは、検討されないのではと考える。六大港と地方港の関係は非常に密接であり、作業量も六大港と変わらない港もある。「港湾労働者の雇用の安定、港湾労働者の福祉の増進について定めるもの」ということから法律的にきちんと計画に盛り込み、規制し、適用拡大していく、このように国として進めてほしい。もう一步踏み込んだ中で、報告書ではなく本文の計画の中に盛り込んでほしい。【労】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書についてもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。</p>

# 港湾雇用安定等計画(案)に関する地方労働審議会港湾労働部会における主な意見等について

意見提出者	意見内容	厚生労働省の見解
福岡地方労働審議会 (関門港関係)	<p>○港湾労働者派遣制度について、関門港は制度を有効に活用しているなかで、それでも直接雇用の日雇い労働者が増えている。原因について、港湾労働者雇用安定センター等にも意見聴取をして実態把握に努めていただきたい。【使】</p>	<p>○港湾労働者派遣制度については、今回の計画(案)及び報告書(案)においても日雇労働者の使用割合の減少と併せて、より制度の活用を図るため、国・事業主・団体・安定センターが更なる活用促進の方策を検討することとしているところ。また、日雇労働者対策についても、同制度の更なる活用促進や各港の状況等も勘案して、必要な対応を行うこととしている。</p>
	<p>○働き方改革について、港湾も少子化、人材不足の影響を受けている。国は、働き方改革、外国人の活用を推進している。港湾労働の特殊性も考慮していただきたい。【使】</p>	<p>○港湾運送事業の波動性などは理解するものの、労働者保護や魅力ある職場づくりの観点からも、行政はもとより、労使含めた業界内で検討が必要と考える。</p>
	<p>○港湾労働者派遣制度について、関門港、特に門司港では派遣の上限が7日では少ないという声がある。港における荷役や港湾労働者の業務内容の違いなどの実態を把握した対応をお願いしたい。【労】</p>	<p>○派遣の上限日数については、従来より港湾労働専門委員会でもご議論(平成27年3月17日)いただき、現在の日数になっていると認識している。ご意見も踏まえ、必要に応じて対応してまいりたい。</p>
	<p>○働き方改革を進めれば、今まで以上に労働力が必要になる。将来的な労働力不足への対応について報告書にも記載されていないので説明いただきたい。【労】</p>	<p>○報告書(案)においても、今回、働き方改革に関して事項を立てて記述させていただいた。人手不足の中で若い担い手確保が困難となっている昨今、魅力ある職場づくりをはじめ、港湾の仕事が日本の産業を支えている等の港湾業界で働くことの魅力を発信する取組などが必要になってくると考えている。</p>
	<p>○全港全職種適用について、同じ港湾労働者であるのに、なぜ6大港以外の港に港湾労働法が適用されないのか。全港の労働者に港湾労働法が適用されるべきと考える。【労】</p>	<p>○港湾雇用安定等計画は前回の港湾労働専門委員会における公益代表意見も踏まえ、港湾労働法に基づき、現在、指定されている6大港の事項を定めるものである。一方、報告書については同専門委員会の中で様々な議論があり、その中でも適用港湾・適用職種に関しては相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見も記載した上で、報告書に関してもその進捗状況を確認していくことが適当であるとしており、計画については原案通りとしています。</p>

(注1)【公】:公益代表委員からの意見、【労】:労働者代表委員からの意見、【使】:使用者代表委員からの意見

(注2)括弧内の文言については、各委員の発言に対する労働局の考え方を付記したものである。

(注3)関係都府県知事からの特段の意見はなかった。

(注4)地方労働審議会において発言のあった「その他の意見等」については、別途当室から改めて回答する。